会議録

- 1. 附属機関の名称 : ヒトツバタゴ保存活用計画策定委員会
- 2. 開催日時 : 令和6年9月25日 (水) 午後6時00分から午後7時30分まで
- 3. 開催場所 : 犬山市役所 2階 202会議室
- 4. 出席した者の氏名
- (1) 委 員 林進、增田理子、玉木一郎、赤塚次郎、半谷美野子、有馬昌宏、千葉隆
- (2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長 歴史まちづくり課 加藤課長、渡邉課長補佐、大前主事
- (3)その他 オブザーバー 文化庁文化財第二課天然記念物部門 田中文化財調査官 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室 山内技師 支援業者 ㈱環境アセスメントセンター 美馬、桒原、近藤
- 5. 報告·協議事項
- (1) 天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画(案)について 【資料1】
 - ①本質的価値の修正文案について
 - ②両性株の不作に係る対応について
 - ③現状変更の取り扱いについて
 - ④柵の設置について
 - ⑤成長が阻害されるような場所に生育する個体の移植の是非について
 - ⑥金網フェンスの撤去に伴う食害対策について

6. 会議要旨

- (1) 天然記念物ピトツバタゴ自生地保存活用計画(案)について
- (事務局より資料に基づき、主な議題6点のうち1~3の3点について説明)
- 委員1:本質的価値の3点目、「本州における自生地が植物学雑誌に掲載」について、いつの植物学雑誌に載ったのか、加筆するとよい。「古くより」ではわかりにくい。
- 委員2:前回委員会では、提示された案に書かれていた「成木6本、幼木9本が生育」の文を見て、実際 に自生していることを強く印象づけられた。本質的価値3点目だが、その部分を今回の資料で省 いた理由は何か。幼木が9本あることは自生地保存の本質的な部分であるので、明記すると話し やすいと思う。
- 事務局:前段で何度か出てくる内容であるため今回は省いたが、本質的価値は重点的に見られる部分であるため、「成木6本、幼木9本が生育」を記載して分かりやすくしていく。
- 助言者:指定されている自生地の中では、幼木が確認されているのは犬山市の自生地だけだったと思う。 重要な価値であるため、加筆修正を願いたい。
- 委員3:本質的価値の1点目は、地質学の知見を背景とし、日本列島の成り立ちの中でヒトツバタゴの分布 を考えるきっかけになるため、重要な視点だと思う。
- 助言者:議題2点目について、結実周期などはこれで結構だが、このモニタリングについては、計画案の どこに述べられているか、どのような観点で行うのか、ご説明いただきたい。
- 事務局:計画案 p115 と p118 樹勢診断に手法と実施時期を記載している。 現在実施している手法を継続するとともに、市民とともに観察会などでもモニタリングを実施してい く。
- 助言者: 令和2年から不作が続いているとp24に記載されているが、豊作、凶作のデータは比較が可能であるのか
- 事務局:平成9年から12年、一旦空白があるが、平成22年からモニタリングを継続している。
- 助言者:これまでのモニタリングでは p118 に書かれているデータがそろっていると考えてよいか。展葉・着花状況などのデータは今後とっていくということか。
- 事務局:今後モニタリングで展葉・着花状況などのデータをとっていく。
- 委員4:不作はどのくらい続いたら対策を講じるのか。7~10年ということも不確定ではないか。何年続いたら対策するなどの目安が必要ではないか。何の対策をするのか。
- 事務局:委員3にうかがいたいが、ヒトツバタゴの不作の目安や事例はあるのか。
- 委員3:一番豊作であった時を基準として見ていくが、枝単位でも状況が違うため、かなり定性的な見方に なる。
- 委員4:不作は5年続いたら対策を講じたほうがよいのか。10年くらい待った方がよいのか。
- 委員5: 葦毛湿原では色々な植物で結実が悪く、種子が生産できないことが問題となり、ニホンミツバチの 巣箱を置いているという事例もある。ヒトツバタゴも虫媒花であるため、豊凶が気になるのであれ ば、周りで農薬の使用をやめるなどが、結実の対策として考えられる。ただし、何が原因で結実し

ないのかがわからないと適切な対策を講ずることができないため、まずはそれを調べてから対策 を検討する形になるのではないか。

- 助言者:今のお話で、花粉媒介昆虫等が来ていないという事実、そのような調査を行ったうえで、ヒトツバタ ゴにも対応していくのはよいが、気候変動なども含め、原因を特定していく必要がある。
- 委員5:ハチではなくて、蚊のようなものが花に来ているのは知っているが、どうか。
- 委員3:最近、温暖化で一気に花が開くようである。雄花と雌花が同時に咲かないと結実しないことになり、 気候変動を見ていく必要がある。何が媒介しているのかはわからないが、凶作は媒介者が理由で はないように思う。
- 事務局: 文献に基づいた内容は p16 繁殖特性に、現地で確認された昆虫類はp84 に載せている。
- 委員1:本質的価値に記載している分布地について、長野県に現在も自生しているのか。天然記念物の 分布地に中津川市馬籠があり、以前は長野県であったことから、分布地の記載に齟齬が生じたの かもしれない。長野県植物誌などを確認いただきたい。

その他、p15 図 3-2 の出典で誤字(良性⇒両性)があるため修正願いたい。

- 事務局:参考文献として、分布地の記載は、愛知県レッドデータブックに基づいている。文献を再度確認する。
- 委員3:ヒトツバタゴは風媒花でもあると思う。自宅の前に両性株と雄株があり、開花時期にずれがある。枝単位で成熟度が違うが、何年かに一回種がでて目を出すので、いずれかで受粉していると思う。 発芽率は低いようだ。まだまだ不明な点がある。昆虫類の関りについては、この記載でよい。
- 委員2:議題2の不作に係る対応で、表を見ると過去に枯れた個体があると書かれている。枯れた個体があるので大事にしていかなければいけないという意識も高まる。多くの枯れた個体の位置は表示できないか。
- 委員3:枯れた幼木1本の位置はわかるが、芽吹き後にすぐ枯れた多くの個体の位置はわからない。芽吹き後3年以内に多くが枯れる。3年を超えると生き残る。
- 事務局:枯れた個体で位置のわかるものがあれば表示を検討する。
- 助言者:現状変更のp128以降について、市許可の管理に必要な施設の設置又は改修は、境界標、標識、説明板が該当する。他の市許可については工作物などであり、法令上の何に該当するかを再度確認いただき、修正願いたい。

(事務局より資料に基づき、主な議題6点のうち4~6の3点について説明)

- 委員5:議題5について、本当に移植するのか。
- 委員3:U字溝や石垣の隙間に生育する個体を移植する案がある。
- 委員5:現在生育している環境が良くて発芽しているのであろう。移植によって枯れる可能性があり、誰が 責任を取るのかという問題もあるため、そのままにしておく方がよいと思う。
- 事務局:幼木について移植は行わず、柵の設置方法を工夫するということでよいか。
- 委員5:自生地という指定であるから、そのままのほうがよいと思う。
- 委員4:金網フェンスの撤去では、希少種の根を傷めないように、金網フェンスは地際で切断するほうがよいと思う。

事務局:金網フェンスの撤去は、地際で切断し、地下部は残置を考えている。U 字溝に生えている個体(C の近く)は、最近ヒトツバタゴと同定できたとのことで加筆する。石垣に生えている J 個体も含め、見 守るということでよいか。

委員3:ヒトツバタゴの幼木が生えているところは、決して安定した場所ではなく、水の集まりやすい隙間であるようだ。

委員5:U字溝も放置してよいのではないか。

事務局:」個体の場所では、境界線は明確な囲いをしないことでよいか。

委員4:シカ避けの筒状の柵の事例がある。いつ来るかわからないため、やっておくほうがよい。

委員5:指定地外に出てきたものは、切られないように札を立てておく事例もある。

事務局:現状変更の件、柵は工作物とのことだが、法 115 条に「管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い」とある。柵はこの囲いに該当しないのか。

事務局:法に示す「囲い」とは、指定地の境界線を示す囲いである。今話し合われている柵は、人や動物の 侵入を防ぐ目的で、指定地の境界に沿うものではないため、工作物に該当する。いずれにしても、 どの法令に基づくものかを明確に定義して行えばよいと考える。石垣の J 個体については、境界線 の柵を設置する際、隣地の地権者に確認を得ていただきたい。

事務局: J 個体は境界線の微妙なラインに生育しているため、隣地の地権者にしっかり確認する。

事務局:新たな柵は人が入らないようにする低い柵を考えている。今は動物の被害が発生していないが、1 本ずつネットで保護する必要はあるか。

委員3:1本ずつ保護する場合は、プラスチックのネットがある。防ぐ対象は何でもたべるシカであろう。広く対象とする場合は筒を周囲に埋め込み、棒を立ててネットを張る方法がある。ただし、よほどでなければシカは西洞までこないかもしれない。

事務局:しっかりモニタリングをして被害が発生する恐れが出てからネットなどの対策をすることでよいか。

委員3:電気柵はお尻から入られるのでネットで対応したほうがよい。イノシシはミミズとマムシを食べる。掘るものがなければあまり来ないかもしれない。幼木はシカの被害がでる。

委員4:イノシシに今年3mくらいの樹木を倒された。周りにミミズがいて攪乱された。

委員5:今後有効な柵も出てくる可能性があるため、何か起きたときにしっかり対応したらよい。

事務局:しっかりモニタリングをしながら、必要な対策を講ずるよう、もう少し記載を厚くする。

委員6:町内はイノシシの被害が多いようである。農作物は鉄の金網で守るようにしている。猿の情報はないが、鳥類の被害はあるようだ。

委員2:小学校のビオトープは、イノシシの被害が大きい。

助言者:モニタリングしながら適切な対策をしていくことでよいが、被害等はすぐに大きくなるため、予兆が 見られたら、スピード感が必要になる。イノシシ対策では地面を掘られないように、柵とともに金属製 のスカート形式の網を設置するのが有効である。

委員4:モニタリングは一年に何回行うか。

事務局:モニタリングの重要性と、どのくらいのスパンで実施するかなど、しっかり記載する。

委員3:撤去した後の柵の構造について、基礎にコンクリートを使用せず、杭を打って固定してはどうか。 事務局:来年度以降に具体的な設計に入っていく予定である。

委員7:活用計画にパンフレットとあるが、これはどのようなイメージか。

事務局:現地に小さなパンフレットを置くイメージである。

- 委員7:ヒトツバタゴの場所は開花時、一時的に人が集まる状況である。この環境が残されていることが奇跡に近いため、その場所に来ていただくことが重要である。文化財保護の観点から開花時以外にも人々に来ていただきたいため、計画では令和9年とあるが、パンフレットはすぐにでも作成し、何回も修正を加えていく手法がよいと思う。パンフレットの作成では、ヒトツバタゴがどのような場所にあるか、ヒトツバタゴとどのように付き合ったらよいかを書き込んだらいかがか。ドキュメント版で作成しネットで公開する形でもよいので、早めに取り掛かったほうがよい。
- 事務局:発刊はしなくてもネット上で閲覧できるよう、前倒しして来年度からパンフレット作成に取り掛かりたい。